

1 趣旨

5月は、消費者庁において、消費者問題に関する啓発等を行うこととされ、県警察でも関係機関と連携の上、生活経済事犯（ヤミ金融事犯、利殖勧誘や特定商取引等事犯の悪質商法）の手口や被害防止措置等について、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施し、被害拡大の未然防止を図るもの

2 現状

(1) 過去3年間の相談

	ヤミ金融事犯	悪質商法	
		利殖勧誘事犯	特定商取引等事犯
令和4年	264件	102件	595件
令和5年	312件	71件	1,048件
令和6年	256件	51件	1,312件



(2) 事犯の手口及び相談内容

ア ヤミ金融事犯

- SNS等で偽装広告などを送りつけての融資勧誘が多い
- 法定利息以上の支払いによる高金利に関する相談が多い

イ 悪質商法事犯

① 利殖勧誘事犯

- 「必ず儲かる。」等の投資話で社債や未公開株等の取引を仮装し、購入代金や出資金を騙し取ろうとするものが多い
- 「高配当で必ず儲かり元本も保証すると言われたので投資したが、その後、連絡が取れなくなった。」との相談が多い

② 特定商取引等事犯

- 家屋工事に際し、法の定める事項に不備あるいは虚偽の書面を交付するものが多い
- 「身に覚えのない品物が届いた。」、「執ように家屋工事の契約を迫られた。」、「高齢者に高額な布団や健康器具を売りつけている。」など多種多様の相談

3 広報内容等

ヤミ金融・悪質商法に関しては、「ひとりで悩まず、早めの相談を!!」

相談先：消費生活センター、市町村の相談窓口、警察本部又は最寄りの警察署・交番・駐在所